

令和2年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和2年6月19日(金)

東洋町議会

余 白

令和2年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年6月19日(金) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君
副町長 長崎 正仁 君
教育長 蛭子 浩久 君
会計管理者 生松 克祐 君
総務課長 大坪 靖幸 君
税務課長 近藤 真人 君
住民課長 小池 昭平 君
産業建設課長 伊吹 真貴博 君
教育次長 北川 晃彦 君
地域包括支援
センター事務局長 田岡 いずみ 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のとんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君

令和2年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年6月19日(金) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第28号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第29号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第30号 東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第31号 東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止について
- [日程第7] 議案第32号 東洋町体験交流施設設置及び管理条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第33号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第34号 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第35号 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

[日程第11] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

[日程第12] 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒を、お願いをしております。

ご理解、ご協力をお願いをいたします。

発言者のマスク着用については、本人に任せることとします。

これより、令和2年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、条例5件、補正予算3件、人事2件の計10件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、監査委員から、令和2年2月から5月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年9月並びに令和2年3月実施の定期監査の報告について、また、地方自治法第198条の4第3項により、監査委員から東洋町監査基準の全部改正の通知がありましたので、報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出があ

町長

りました。これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回定例会を、招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症対応で、多くの諸行事や総会など、またイベントなども、中止や縮小を余儀なくされております。

終息に向けまして、段階的に普通の生活を取り戻すための新たな取組も開始をされているところでございます。

5月29日の臨時議会では、コロナ対応などの、緊急的な専決予算などを、ご承認をいただいたところです。

一律10万円の特別定額給付金につきましても、5月18日に申請受付を開始をいたしまして、6月19日の時点では、98パーセントが支給済みとなっております。

また、海の駅出品者への休業協力金の支給は、6月16日には、支給が完了をしているところでございます。

国は、感染対応の第二弾といたしまして、第二次補正予算を6月12日に可決をいたしております。

地方自治体向けの臨時交付金の配分額は、現時点では、まだ調整中ということでございまして、提示をされておられません。

県の対応策も含めまして、本町での活用可能な事業を検討してまいりたいと思っております。

本定例会での提出案件でございますが、条例案5件、令和2年度の補正予算案3件、人事案件2件、併せて10件となっております。

適切なお審議とご決定を、お願いを申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

最初に、令和元年度の決算見込みについてでございます。

令和元年度の各会計の決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

一般会計と住宅新築資金特別会計とを合わせました、普通会計ベースでの歳入歳出決算でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、4千万円を除きますと、実質収支額は、1250万円余の黒字となる見込みとなっております。

また、元年度末の普通会計での基金残高でございますが、普通交付税、特別交付税の減少によりまして、財源不足調整のために、1億1800万円の基金取崩しを執行をいたしております。

元年度の基金への積立額は、5400万円ほどでありますので、差引き6400万円減の残高6億697万円となる見込みでございます。

一段と厳しい財政状況となっております。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計では、黒字決算を確保できる見込みとなっておりますけれども、介護サービス事業特別会計、簡易水道特別会計、国保会計では、一般会計から赤字補填をしている状況でございます。

また、住宅新築資金特別会計での赤字額は、2億2700万円となる見込みでございます。

最大時の3億5千万から、着実に整理縮減に取り組んでいると

ころでございますけれども、この私債権が、本町の財政構造逼迫の最大要因でありますことから、前年度繰上充用金の圧縮に、なお一層の努力が必要と考えております。

本町の財政状況は一段と厳しさが増しているところであります。全職員が本町の実情を理解し、慎重な行政運営を余儀なくされている状況でありますことを、再認識していただかねばなりません。

公金意識の向上を強く促すとともに、経常的経費の節減に努めて参ります。

また、新型コロナの第2波を警戒しつつ、地域経済活動の回復も模索していく必要もございます。

国の第二次補正予算の内容を吟味いたしまして、新たな施策の展開に活用できればと思っております。

続きまして、海の駅の収支見込みについてでございます。

海の駅の令和元年度、1年間の収支見込みについて、ご報告を申し上げます。

売上総額は、物販、食堂両部門を合わせて、1億6807万1227円、前年度から4万3593円の減となっております。

レジ通過者では、17万5666人、前年度より2143人の減となっております。

平成29年度、30年度は、度重なる台風や集中豪雨の影響によりまして、減額減少となっていたところでございますが、元年度は順調に売上げも推移しておりましたけれども、新型コロナ対応のために、3月に臨時休業とした影響もございまして、前年度並みの売上額となっております。

収支決算では、3年連続の減収によりまして、黒字額も368

万円と縮小をしてきております。

また、現在の出品者数の割合でございますけれども、これも前年度同様に、町内者58パーセント、町外者42パーセントとなっております。

その売上金額での割合では、それぞれ8対2でございます、大幅な変動はございません。

令和2年度も4月20日から5月6日まで完全休業とした影響で、5月末での元年度同時期の売上額との比較では、2200万余の減収となっております。

減収率では、62.2パーセント減の中で、営業を再開しているところでございます。

続きまして、濱田新知事の県内行脚についてでございます。

濱田新知事の市町村行脚も、年度内に全市町村を訪問するという予定でございましたけれども、コロナ対応で日程調整が不透明となっていたところでございます。

現在、本町への来町は、8月18日で調整をしておりますことをご報告をいたします。

最後になりますが、阿南、安芸自動車道についてでございます。

3月からコロナ対応のために、多くの総会や要望活動などが中止や延期となりまして、道路行政の動きも停滞感は否めないと感じているところでございますが、高規格道路への取組について、ご報告をいたします。

昨年3月29日に、海陽町多良から野根間、14.3キロメートルが、国の直轄事業として、新規事業化決定となり、現在、測量調査が実施されているところでございます。

引き続き、本年3月31日には、野根から北川村安倉間、約9

キロメートルが、国直轄での新規事業化決定の発表がなされております。

この区間でございますけれども、8の字ネットワークの中でも最も難所であると、指摘を受けてきたところでございます。

1千メートルの高低差のある、四郎ヶ根峠と室町時代に官道として整備されました、歴史ある野根山街道の真下をですね、現代技術で一気にトンネルを抜くという高規格道路の計画でございますけれども、本町としても長年の要望でございまして、悲願でもあると位置づけてきたところでございます。

今般の決定は、その実現に向けまして、第一歩となる事業化決定となったわけでございます、今後も早期の建設に向けまして、予算枠の確保などに、関係機関と連携をいたしまして、一層の努力をしてみたいと考えているところでございます。

新型コロナの影響が、まだまだ続いている社会情勢ではございますけれども、地域住民の皆さま方、議員各位のご理解、ご協力をお願いを申し上げます、簡単ではございますが、6月定例会での行政報告とさせていただきます。

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番、高島俊彦君、並びに3番、小松熙君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求

議長

議会運営委員会委員長

めます。

高島議会運営委員長。

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

令和2年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月16日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日19日から、6月25日、木曜までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日19日の本会議散会后から、議案審査のため休会、25日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人30分以内、答弁者も30分以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分間とする。

また、執行部の答弁時間も20分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

また、反問権も制限時間内に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑の通告期限は、22日、月曜日、午後5時まで、一般質問の通告期限も、22日、月曜日、午後5時までとする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月25日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月25日までの7日間と決定いたしました。

日程第3、議案第28号、東洋町税条例の一部を改正することについての件から、日程第10、議案第35号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての8件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第28号、東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求

める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、中小事業者等に対する固定資産税の軽減、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられましたことから、本町の税条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第29号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、東洋町の国民健康保険の被保険者で給与所得者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに、傷病手当が受けられるように、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第30号でございます。

東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、先ほどの、国保条例と同じくですね、東洋町の後期高齢者医療の被保険者であって給与所得者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに、傷病手当が受けられるよう、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第31号、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

昭和48年に制定されました、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例につきましては、現在は施設も撤去されておりました、設置目的等も現在の利用状況に適していない内容であることから廃止をいたしまして、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第32号でございます。

東洋町体験交流施設設置及び管理条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止に伴

いまして、町内の観光施設、キャンプ場、シャワーなどの施設でございますが、その施設の設置及び管理条例を新たに制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第33号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億721万円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ40億2707万7千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債などを計上いたしております。

歳出では、財政調整基金及び施設等整備基金などへの積立金、町道日曾谷線、三十郎線災害復旧工事や新型コロナウイルス対策として甲浦、銀杏保育園備品購入、児童生徒用タブレット端末購入等を計上しております。

また、真砂瀬地区取水施設整備事業につきましては、減額補正としておるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第34号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

提案理由でございます。

(金額の桁を確認)

歳入歳出それぞれ94万1千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5億1508万4千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、国庫支出金を計上しております。

歳出では、システム改修費、資格者情報等オンライン照会などの改修費を計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

(議席より、議長、今金額が94万言うた、もういっぺん、もういっぺん聞いてもうてくれ、の発言あり)

訂正ございまして、提案理由の中の、万円を追加しというのを、千円の間違いでございました。

(議席より、94万1千ということ、の発言あり)

ということですね。

(議席より、了解の発言あり)

続きまして、議案第35号でございます。

令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、

	<p>議会の議決を求める。</p> <p>令和2年6月19日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出の予算総額を6142万5千円と定めております。</p> <p>歳出では、自然休養村及び青少年旅行村事業費につきまして、会計年度任用職員の報酬を委託料へ予算組替えとして、計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>近藤税務課長。</p>
税務課長	<p>(近藤 真人税務課長)</p> <p>それでは、私の方から、議案第28号、東洋町税条例の一部を改正することについてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、原則として同日から施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等を講ずることとなったことから、本町の税条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の1ページから3ページとなっております。</p> <p>新旧対照表は、1ページから6ページとなっております。</p> <p>主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>まず、1ページの第10条及び1ページから2ページにかけて</p>

の、第10条の2第16項でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、中小事業者等が所有する、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を新設し、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、設備投資をする中小事業者等を支援する観点から、先端設備等導入計画に基づき取得した、一定の事業用家屋及び構築物について、軽減の適用対象を拡充する改正をしております。

次に、第15条の2では、軽自動車税の環境性能割について、非課税の適用期限を6か月延長する改正をしております。

次に、3ページでございます。

第24条では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が創設されたことに伴い、徴収猶予の手続等の規定を定めております。

次に、5ページでございます。

第25条では、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した者へ、町民税の寄附金控除を適用する規定を定めております。

次に、6ページでございます。

第26条では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税の住宅借入金等特別控除の特例適用期限までに、住宅へ入居できなかった場合でも、一定の要件を満たしていれば、特例を適用する規定を定めております。

以上が税条例の主な改正内容となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
住民課長	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、私の方から、議案第29号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、東洋町の国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けることが出来ない場合に、傷病手当を支給しようとする</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員。(マスク着用の注意)</p>
住民課長	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>支給しようとするものでございます。</p> <p>なお、改正条文につきましては、議案関係資料の4ページから6ページに記載しておりますので後ほどご参照ください。</p> <p>それでは、改正内容につきまして、お手元に配布してあります、新旧対照表資料に基づきましてご説明申し上げます。</p> <p>新旧対照表の7ページをご覧ください。</p> <p>第9章として傷病手当金を追加し、第18条第1項では、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染症が疑われる場合に、その労務に服することが出来なくなった日から起算</p>

して3日を経過した日から、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する事を追加させていただいております。

8ページの第2項では、傷病手当金1日当たりの支給金額の計算方法を追加させていただいております。

続きまして9ページの第3項では、傷病手当金の支給期間を1年6ヶ月とすることを追加させていただいております。

第19条では、給与等の全部又は一部を受け取っている場合は、支給しないこと、ただし、受け取る額が算定される額より少ないときは、その差額を支給することを追加しております。

第20条第1項では、前条に規定する者が、受けることが出来ずであった、給与等の全部又は一部につき、その全額を受け取れない場合は全額を、一部を受け取れない場合において、その受け取る額が少ないときは、その差額を支給することを追加しております。

10ページの第2項では、前項で東洋町が支給した金額は、事業主から徴収することを追加しております。

なお、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第30号、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどの国民健康保険条例と同じく、後期高齢者医療保険の加入者で、給与の支払いを受けている方に対しまして、新型コロナウイルス症に感染し、会社等を休み、事業主から

給与を受けることが出来ない場合に、傷病手当を支給しようとするものでございます。

なお、改正条文につきましては、議案関係資料の7ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、改正内容につきまして、お手元に配布してあります、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

新旧対照表の11ページをお開きください。

第2条で、次の各号に掲げる事務を行うものとするとしてありまして、第8号に今回の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものであります。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から、議案第31号、32号についてご説明いたします。

議案第31号、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止案についてご説明をいたします。

議案関係資料の8ページから15ページをご参照ください。

この条例は、昭和48年3月22日、条例第2号で制定をされておりましたが、現在では、旅行村の施設、管理棟及び附属宿泊施設が既に撤去をされており、設置目的についても青少年の研修や野外活動に限定をされていることなど、現在の施設、キャンプ

場やシャワー施設などの利用状況にそぐわないため、本条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

続きまして、議案第32号、東洋町体験交流施設設置及び管理条例案を定めることについて、ご説明をいたします。

先ほど、31号でご説明をいたしました、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、川口地区に新たに整備をしたキャンプ場の設置、また、現在の白浜キャンプ場や、生見サーフィンビーチのシャワー施設などを体験交流施設と位置づけ、新たに条例を制定するものです。

議案関係資料の16ページから21ページをご参照ください。

第1条、設置では、町民に体験研修の場を提供するとともに、自然環境を活用した体験型観光の拠点として、交流人口の拡大と観光振興による地域活性化を図ることを目的としております。

第2条では、体験施設の名称及び位置を、20ページの方にお願います。別表第1、施設の名称は、白浜キャンプ場、白浜ビーチハウス、生見サーフィンビーチシャワー施設、清流の里野根川オートキャンプ場としております。

別表第2に施設使用料及び備品使用料を定めておりますので、詳細についてはご参照ください。

なお、本条例では、使用料の上限額を定め、規則により使用料の額を定めることにしております。

続きまして、第3条、管理から第11条、委任までの条文については、後ほどご参照していただきたいと存じます。

附則、この条例は、令和2年7月1日から施行することとしております。

<p>議長</p>	<p>以上、簡単ですが、条例の概要説明です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは私から、議案第33号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億721万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億2707万7千円とするものであります。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 小池住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは私の方から、議案第34号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明申し上げます。 予算書の1ページをお願いします。 今回の補正案では、歳入歳出それぞれ94万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億1508万4千円としており</p>

議長	<p>ます。</p> <p>次に２ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、議案第３５号、令和２年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第１号につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算は、業務内容が会計年度任用職員制度に適していないため、委託料へ予算の組替えをするものです。</p> <p>歳入歳出の予算総額に増減はありません。</p> <p>予算書の６ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>再開は、１０時１５分です。</p> <p>(休憩時間：９時５８分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：１０時１５分)</p>

先ほど、開会時から、9時30分までの間、IP告知端末の放送が流れておりませんでしたことを、ご報告するとともに、お詫びを申し上げます。

日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

諮問第1号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字白浜21番地4。

氏名は、光本孔士氏でございます。

生年月日は昭和31年8月30日となっております。

提案理由でございます。

令和2年9月30日をもって、人権擁護委員の光本委員が任期満了となりますので、引き続き光本氏を選任したいと存じますので、よろしく願いいたします。

裏面に経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第12、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

町長

いて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月19日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字野根丙3015番地21。

氏名は、藤村明美智氏でございます。

生年月日は、昭和31年6月16日となっております。

提案理由でございます。

令和2年9月30日をもって、人権擁護委員の藤村委員が任期満了となりますので、引き続き藤村氏を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

経歴書は、裏面のとおりでございますので、ご参照を願います。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、小松熙君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

議長

もとい、立会人に5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票は 0 票であります。

有効投票中、賛成 7 票、反対 0 票。

以上のとおりであります。

よって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から 24 日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、25 日午前 9 時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は 25 日、木曜日、午前 9 時から開会します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：10 時 27 分)